

奈良県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北道穂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年四月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	吉川 修	葛城市北道穂七七一
〃	吉村 孝義	〃 四三
〃	津本 康弘	〃 七七―四
〃	吉川 雅洋	〃 八六―二
〃	今中 成典	〃 七二
監事	堀川 佳秀	〃 六三
〃	吉村 元成	〃 八〇

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	吉川 修	葛城市北道穂七七一
〃	吉村 孝義	〃 四三
〃	河中 ますみ	〃 四七―一
〃	吉川 孝子	〃 一四七―四
〃	今中 成典	〃 七二
監事	堀川 佳秀	〃 六三
〃	吉村 元成	〃 八〇